

令和6年5月28日可決

地方議会議員の厚生年金加入には慎重な審議を求める意見書

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣
厚生労働大臣 } 各あて

地方議会議員年金制度は、平成23年（2011年）6月1日に廃止された。しかし、大阪市予算では、元議員等の既存の議員年金受給者への給付の負担金として、平成23年度から令和5年度までに総額約39億円が拠出されており、令和6年度においては約1億8千万円が予算計上されている。この負担は、今後も約40年続く予定であり、その財源はすべて市民からの税金で賄われるものであることを忘れてはならない。昨今、政治資金パーティーや調査研究広報滞在費（旧文通費）をはじめとする、「政治とカネ」と言われる問題に世論の批判も強い状況の中で、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会では、廃止された地方議会議員年金に代わる新たな議員年金として、地方議会議員の厚生年金制度加入の実現を求める決議や要望が採択され、国や国会の関係方面に要請活動が行われている。

仮に、地方議会議員の厚生年金加入を認めるとなると、厳しい財政状況にある自治体に事業主負担という新たな追加負担を生じさせることになる。試算では、大阪市議会議員だけでも毎年約8,800万円、全国では約200億円もの公費負担が生じることとなる。さらに、人口減少社会の現状にあつては、厚生年金制度自体の財政状況にも懸念がある。国民の公的年金は、近年、現役世代の保険料の引上げが実施され、また、年金給付額の抑制策が続くなど、なお厳しい状況であり、国民の年金制度を安定的に将来世代に引き継ぐためにも、さらなる年金改革の取り組みが最優先に求められる。

全国市議会旬報（令和6年4月15日号）によると「地方議会議員の厚生年金加入実現」に向けた意見書が、「議員のなり手不足」などを理由にして多くの議会で可決されているとのことである。しかし、政令指定都市においては直近2回の統一地方選挙において、無投票選挙区数が7から2区へ減少しているのが事実であり、議員年金制度と「なり手不足」という実情とは結びつけ難い。

また、政策のEBPMの観点からは、地方議会の議員は兼業が認められている現状の制度も踏まえると、「なり手不足」に対するエビデンスの正確な調査が求められる。

まずは、選挙制度の見直しをはじめ、各自治体が高齢社会における人口動態の変化に合わせた現実的な議員定数、さらには議員報酬へと見直す必要があると考えている。

近年の物価高騰で日常生活は依然として厳しい中、税金の使途について率先して厳しい立場で臨まなければならない。

よって国におかれては、各議長会が進める地方議会議員の厚生年金加入に関しては、拙速に結論を出すことなく、国民の理解が得られるよう、慎重に議論、検討されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。